

八代市議会 9 月定例会議案

（令和 7 年 1 0 月 3 日招集）

目 次

- 議案第 7 2 号 令和 6 年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 3 号 令和 6 年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について
- 議案第 7 4 号 令和 6 年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 5 号 令和 7 年度八代市一般会計補正予算
- 議案第 7 6 号 令和 7 年度八代市一般会計補正予算
- 議案第 7 7 号 令和 7 年度八代市簡易水道事業会計補正予算
- 議案第 7 8 号 令和 7 年度八代市下水道事業会計補正予算
- 議案第 7 9 号 契約の締結について
- 議案第 8 0 号 契約の締結について
- 議案第 8 1 号 契約の締結について
- 議案第 8 2 号 契約の変更について
- 議案第 8 3 号 財産の取得について
- 議案第 8 4 号 八代市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
- 議案第 8 5 号 八代市総合計画策定審議会設置条例及び八代市行財政改革推進委員会条例の廃止について
- 議案第 8 6 号 八代市東陽地域福祉保健センター条例の廃止について
- 議案第 8 7 号 八代市立希望の里たいよう条例の一部改正について
- 議案第 8 8 号 八代市五家荘観光施設条例の一部改正について
- 議案第 8 9 号 ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正について
- 議案第 9 0 号 フードワークスやつしろ条例の制定について
- 議案第 9 1 号 八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 千丁支所庁舎空調設備改修機械設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市千丁町新牟田 1 5 0 2 番地 1 |
| 3 | 契 約 金 額 | 2 0 3 , 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | ユーテックス・曲野設備工業建設工事共同企業体
代表者 八代市西宮町 1 5 2 4 番地 1
株式会社ユーテックス
代表取締役 山 下 剛 史 |

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 林道鎌瀬支線災害復旧工事（R 2 7 月災 2 号・3 号） |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町鎌瀬 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 7 7 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 八代市松崎町 4 2 9 番地の 2
株式会社松中土建
代表取締役 松 中 幸 治 |

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 東陽スポーツセンター空調設備改修機械設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市東陽町南 1 2 8 5 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1 5 2 , 5 8 1 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 川村工業・宮崎電設建設工事共同企業体
代表者 八代市高下西町 1 4 8 9 番地 1
川村工業株式会社
代表取締役 川 村 倫 太 郎 |

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の変更について

本市は、下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

(変更前)

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事
(建築工事) |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町坂本 4 1 6 1 番 1 外 |
| 3 | 契 約 金 額 | 8 0 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 松島建設・小笹建設・米本工務店建設工事共同企業体
代表者 八代市宮地町 2 0 8 8 番地
株式会社松島建設
代表取締役 松 嶋 進 治 |

(変更後)

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事
(建築工事) |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町坂本 4 1 6 1 番 1 外 |
| 3 | 契 約 金 額 | 8 2 4 , 1 1 3 , 4 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 松島建設・小笹建設・米本工務店建設工事共同企業体
代表者 八代市宮地町 2 0 8 8 番地
株式会社松島建設
代表取締役 松 嶋 進 治 |

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

議会の議決を経た契約のうち契約金額の 1 割以上又は 2 , 0 0 0 万円以上の金額の変更については、議会の議決を経る必要がある。

財産の取得について

本市は、下記のとおり財産を取得するものとする。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 八代市新坂本支所庁舎備品 |
| 2 | 取得予定価格 | 22,330,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 八代市松崎町825番地3
有限会社小林商店
代表取締役 小林 清 憲 |

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

予定価格2,000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

八代市職員等の旅費に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

国内外の経済社会情勢の変化に対応すること等を目的として、国家公務員等の旅費に関する法律等が一部改正されたことに伴い、本市の旅費制度を見直すに当たり、条例の改正が必要である。

八代市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(八代市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 八代市職員等の旅費に関する条例（平成17年八代市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員を除く」を「職員を除く。別表第1において同じ」に、「職を除く」を「職を除く。第9条、第10条及び同表において同じ」に改める。

第2条第1項第1号中「在勤所」を「在勤所（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第3号中「若しくはその扶養親族又は」を「又はその」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第4号中「扶養親族」を「家族」に、「以下」を「次号において」に、「主として職員の収入によって生計を維持している者」を「職員と生計を一にするもの」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第1項中「旅費」を「、旅費」に改め、同条第2項第1号中「ため」を「ための」に、「以下」を「以下この号、次項及び第21条において」に改め、同項第2号中「ため」を「ための」に改め、同項第3号中「は、当該職員の遺族」を「は、当該遺族」に改め、同条第4項中「証人」を「、証人」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第6項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項」を「が、次条第3項」に、「旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に、「金額があるときは、当該金額」を「金額」に、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に、「各機関の長が認定する」を「規則で定める」に改め、同条第7項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が旅行中災害による交通機関等の事故により、概算払」を「が、旅行中天災その

他規則で定める事情により概算払」に、「各機関の長が認定する」を「規則で定める」に改め、同条に次の１項を加える。

- ８ 第１項、第２項及び第４項から第６項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第４条第１項中「各機関の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「、旅行命令権者」に、「旅行命令等」を「旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）」に改め、同条第３項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「認める」を「認める場合で、前項の規定に該当する」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第４項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に、「以下」を「以下この条において」に、「を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければ」を「の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければ」に、「提示する」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に、「できる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない」を「できる」に改め、同条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

- ５ 前項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければならない。

第５条第１項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第２項中「旅行命令権者等」を「旅行命令権者」に改め、同条第３項中「申請した」を「申請をした」に改める。

第６条を削る。

第７条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」を「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第８条に規定する種目及び第９条から第１８条までに規定する内容に基づき」に、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改め、同条を第６条とし、同条の次に次の１条を加える。

（旅費の請求手続）

第７条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしよう

とするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払をする者（以下この条及び第28条において「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第8条から第14条までを次のように改める。

（旅費の種目）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）急行料金

（3）寝台料金

（4）座席指定料金

（5）特別車両料金（特別職の職員に限る。）

（6）前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄

道により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）寝台料金

（3）座席指定料金

（4）特別船室料金（特別職の職員に限る。）

（5）前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）座席指定料金

（3）前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

（2）道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業

の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（３）前２号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

（４）前３号に掲げる費用に付随する費用

２ 前項の規定にかかわらず、職員が任命権者の承認を受けて当該職員の所有等する自家用自動車（以下「自家用車」という。）により旅行する場合の移動に要する費用は、次項により計算した路程に、１キロメートルにつき市長の定める額を乗じて得た額とする。

３ 前項の路程は、当該旅行につき自家用車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第１３条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第１に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第１４条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第９条から第１２条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第１４条の２を削る。

第１５条から第１７条までを次のように改める。

（宿泊手当）

第１５条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第２に定める１夜当たりの定額とする。

２ 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

（１）朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の３分の２の額

（２）朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の３分の１の額

３ 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当する

ものが含まれるときは、前２項の規定にかかわらず、第１項で定める定額の３分の１の額とする。

- ４ 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前３項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第１６条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第１８条第１項第１号又は第２号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第１７条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、５夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

第１７条の２から第１７条の５までを削る。

第２５条中「条例」を「条例に定めるもののほか、この条例」に改め、同条を第２９条とし、第２４条を第２７条とし、同条の次に次の１条を加える。

（旅費の返納）

第２８条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- ２ 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第２３条中「第１３条から第１７条の２まで並びに第２０条及び第２１条」を「第９条から第１５条まで、第２１条及び第２２条」に改め、同条を第２６条とする。

第２２条第１項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「当該旅行の」を「旅行の」に改め、同条第２項中「市長と」を「市長に」に改め、同条を第２５条とする。

第２１条第１項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第１号中「出張中」を「出張のための旅行中」に、「死亡地から旧在勤所までの往復に要する前職務相当の」を「出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した」に改め、同項第２号中「赴任中」を「赴任のための旅行中」に、「赴任の例に準じて

計算した」を「前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が」に、「新在勤所までの前職務相当の」を「新居住地に旅行するものとして計算した」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第17条の5第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃」を「出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）」に改め、同項後段を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第21条を第22条とし、同条の次に次の2条を加える。

（証人等の旅費）

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者がその場合の事情を考慮して定める旅費とする。

（旅費の支給額の上限）

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第20条の見出し中「退職者」を「退職者等」に改め、同条中「次の各号に規定する」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行をした場合に係る次に掲げる」に改め、同条第1号中「出張中」を「出張のための旅行中」に、「次に規定する」を「出張の例に準じ、退職等となる前の職にある者として退職等の日にいた地から旧在勤所（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）に旅行するものとして計算した」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「赴任中」を「赴任のための旅行中」に、「かつ、新在勤所を旧在勤所とみなして前号の規定に準じて」を「退職等となる前の職にある者として退職等の日にいた地から新在勤所に旅行するものとして」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第20条を第21条とする。

第19条の見出しを「（市内出張の旅費）」に改め、同条中「市内出張」を「市内出張の旅費」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「別表第1」を「第9条から第15条までの規定」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

（1）赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの規定による交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

（2）前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 宿泊費基準額（第13条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	特別職の職員	一般職の職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円

埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

別表第2 宿泊手当（第15条関係）

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,400円

（八代市公平委員会が喚問する証人の実費弁償に関する条例の一部改正）

第2条 八代市公平委員会が喚問する証人の実費弁償に関する条例（平成

17年八代市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「日当」を「1日につき」に改め、同条第2号中「日当及び食卓料1日又は1夜につき2,200円、船賃及び車賃については」を「1日につき2,200円に、」に、「中市長及び副市長等以外の者相当額、宿泊料は10,900円とする」を「の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する額を加給した額」に改め、同号ただし書中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

(八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成17年八代市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「議員で」を「議員が」に改め、同条第2項中「旅費」を「旅費の額」に、「別表のとおり」を「八代市職員等の旅費に関する条例(平成17年八代市条例第55号)の規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額」に改め、同条第4項中「前2項」を「前3項」に、「八代市職員等の旅費に関する条例(平成17年八代市条例第55号)」を「八代市職員等の旅費に関する条例」に改め、同項後段を削る。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表を削る。

(八代市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第4条 八代市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例(平成17年八代市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「として別表に定める」を「として」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「八代市職員等の旅費に関する条例(平成17年八代市条例第55号)」を「、八代市職員等の旅費に関する条例」に改め、同項後段を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、八代市職員等の旅費に関する条例(平成17年八代市条例第55号)の規定により特別職の職員に支給される旅費に相当する額とする。

別表を削る。

(八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第5条 八代市報酬及び費用弁償条例(平成17年八代市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条第1項中「として別表第2による」を「として」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において支給する旅費の額は、八代市職員等の旅費に関する条例(平成17年八代市条例第55号)の規定により特別職の職員

に支給される旅費に相当する額とする。

第7条中「、旅費」を「、費用弁償」に、「八代市職員等の旅費に関する条例（平成17年八代市条例第55号）」を「八代市職員等の旅費に関する条例」に改め、同条後段を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正）

第6条 八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例（平成17年八代市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「により」を「により一般職の」に、「旅費（日当を除く。）」を「旅費」に改める。

（八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第7条 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八代市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の八代市職員等の旅費に関する条例（以下この項から第5項までにおいて「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び第4項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の八代市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第

4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 21 条及び第 22 条の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 5 新条例第 28 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（議会の議員その他非常勤の職員に対する見舞金支給条例の一部改正）

- 6 議会の議員その他非常勤の職員に対する見舞金支給条例（平成 18 年八代市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

八代市総合計画策定審議会設置条例及び八代市行財政改革推進委員会
条例の廃止について

八代市総合計画策定審議会設置条例及び八代市行財政改革推進委員会条例
を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

第 2 次八代市総合計画及び第三次八代市行財政改革大綱の計画期間が令和
7 年度で終了することに伴い、八代市総合計画策定審議会及び八代市行財政
改革推進委員会を廃止するに当たり、条例を廃止する必要がある。

八代市総合計画策定審議会設置条例及び八代市行財政改革推進委員会条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 八代市総合計画策定審議会設置条例（平成 1 7 年八代市条例第 9 号）
- (2) 八代市行財政改革推進委員会条例（平成 1 7 年八代市条例第 2 8 1 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市東陽地域福祉保健センター条例の廃止について

八代市東陽地域福祉保健センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

八代市東陽地域福祉保健センターの供用を廃止するに当たり、当該公の施設の設置及び管理に関して定める条例を廃止する必要がある。

八代市東陽地域福祉保健センター条例を廃止する条例

八代市東陽地域福祉保健センター条例（平成１７年八代市条例第１６３号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

２ 八代市農業集落排水処理施設条例（平成１７年八代市条例第１４３号）の一部を次のように改正する。

別表第３区分の欄中「八代市農林産物等直売施設「菜摘館」」を「八代市東陽地域福祉保健センター」に改める。

（八代市暴力団排除条例の一部改正）

３ 八代市暴力団排除条例（平成２３年八代市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中第５６号を削り、第５７号を第５６号とし、第５８号から第７４号までを１号ずつ繰り上げる。

八代市立希望の里たいよう条例の一部改正について

八代市立希望の里たいよう条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、同法を引用する条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市立希望の里たいよう条例の一部を改正する条例

八代市立希望の里たいよう条例（平成２０年八代市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「第５条第１３項」を「第５条第１４項」に改め、同条第３号中「第５条第１４項」を「第５条第１５項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市五家荘観光施設条例の一部改正について

八代市五家荘観光施設条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

八代市五家荘観光施設の一つである五家荘草花資料館の供用廃止に伴い、当該公の施設に係る規定を削除するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市五家荘観光施設条例の一部を改正する条例

八代市五家荘観光施設条例（平成２３年八代市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「五家荘溪流キャンプ場、五家荘草花資料館」を「五家荘溪流キャンプ場」に改める。

第２条の表五家荘草花資料館の項を削る。

第３条中「第５号に、五家荘草花資料館にあつては第３号から第５号までに」を「第５号に」に改め、同条第４号中「五家荘溪流キャンプ場、五家荘草花資料館」を「五家荘溪流キャンプ場」に改める。

第５条第１項中「次」を「次の各号」に、「、久連子古代の里及び五家荘草花資料館」を「及び久連子古代の里」に改める。

第６条第２項を削る。

第１５条第２項中「、久連子古代の里及び五家荘草花資料館」を「及び久連子古代の里」に改める。

別表第２五家荘草花資料館の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正について

ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 10 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金について、計画的な活用を可能とするため、本基金に当該寄附金の積立てを開始するに当たり、条例の改正が必要である。

ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部を改正する条例

ふるさと八代元気づくり応援基金条例（平成21年八代市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寄附金」を「寄附金及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金」に改める。

第2条中「前条の」を「前条の個人から寄せられたふるさと納税制度による寄附金を財源として推進する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条の地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金を財源として推進する元気なまちづくり事業の種類は、本市の地域再生計画である八代市まち・ひと・しごと創生推進計画に定める地域再生を図るために行う事業とする。

第3条中「ふるさと納税制度により寄せられた」を「個人から寄せられたふるさと納税制度による寄附金、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による」に改める。

第5条及び第7条中「第2条各号に掲げる事業」を「元気なまちづくり事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

フードワークスやつしろ条例の制定について

フードワークスやつしろ条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

加工食品の開発及び製造の場を整備し、地域の雇用の場を創出するとともに、地域の活性化に寄与するため、フードワークスやつしろを設置するに当たり、当該公の施設の設置及び管理に関して定める条例を制定する必要がある。

フードワークスやつしろ条例

(設置)

第1条 加工食品の開発及び製造の場を整備し、地域の雇用の場を創出するとともに、地域の活性化に寄与するため、フードワークスやつしろ（以下「フードワークス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 フードワークスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 フードワークスやつしろ

位置 八代市東陽町南1075番地

(事業)

第3条 フードワークスは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 加工食品の開発及び製造に関すること。
- (2) 加工食品の販路拡大に関すること。
- (3) フードワークスの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(休館日)

第4条 フードワークスの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 フードワークスの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、フードワークスの利用に当たって、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 公益上又は施設等の管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他利用の制限の必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第9条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 施設等の使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、附属設備の使用料は、別に規則で定める。

2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 フードワークスの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりフードワークスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、フードワークスの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりフードワークスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条、第9条及び第10条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりフードワークスの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がフードワークスの管理を行うこととされた期間前にされた第6条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりフードワークスの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がフードワークスの管理を行うこととされた期間前に第6条（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）第3条に規定する事業に関する業務

（2）施設等の利用の許可に関する業務

（3）施設等の維持及び修繕に関する業務

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が施設等の管理上必要と認める業務

（利用料金制）

第15条 市長は、第11条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により、フードワークスの管理を指定管理者に行わせる場合は、前条各号に掲げる業務のほか、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復の義務）

第16条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。利用の許可を取り消され、又はその利用を停止されたときも同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

（損害賠償）

第17条 利用者は、その責めに帰する理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、損害の全部又は一部を賠償しなければならない。

（免責事項）

第18条 フードワークスにおいて、利用者の責めに帰する理由により生じた事故及び盗難等による損害については、市長は、責任を負わない。

（委任）

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、八代市東陽地域福祉保健センター条例を廃止する条例（令和 7 年八代市条例第 号）による廃止前の八代市東陽地域福祉保健センター条例（平成 17 年八代市条例第 163 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

3 八代市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年八代市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 区分の欄中「八代市農林産物等直売施設「菜摘館」」を「八代市農林産物等直売施設「菜摘館」ードワークスやつしろ」に改める。

(八代市暴力団排除条例の一部改正)

4 八代市暴力団排除条例（平成 23 年八代市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(74) フードワークスやつしろ条例（令和 7 年八代市条例第 号）

別表（第 11 条、第 15 条関係）

区分	9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	9 時から 17 時まで
1 階会議室	890 円	1,220 円	1,670 円
1 階和室	440 円	550 円	890 円
2 階調理実習室	1,000 円	1,340 円	1,790 円
2 階食事室	440 円	550 円	890 円
陶芸窯	1 時間当たり 320 円		

備考 2 階調理実習室の使用料は、ガス、水道、調理器具及び 2 階食事室の使用料を含む。

八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正
について

八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部を別紙の
とおり改正するものとする。

令和 7 年 1 0 月 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

建設業法施行令の一部改正に伴い、同施行令を引用する条項の整理を行う
に当たり、条例の改正が必要である。

八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部を
改正する条例

（八代市水道事業給水条例の一部改正）

第 1 条 八代市水道事業給水条例（平成 1 7 年八代市条例第 2 6 2 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 4 条第 1 1 号及び第 4 5 条第 8 号中「第 3 4 条第 1 項」を「第 3
7 条第 1 項」に改める。

（八代市簡易水道事業給水条例の一部改正）

第 2 条 八代市簡易水道事業給水条例（平成 1 7 年八代市条例第 2 6 5
号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 3 第 1 1 号及び第 3 6 条の 4 第 8 号中「第 3 4 条第 1 項」
を「第 3 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

